

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	障害福祉課
契約締結年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日
契約者名	社会福祉法人山梨県障害者福祉協会
契約名	福祉人材育成事業委託契約
契約金額 (税込み)	2,805,734円
随意契約理由	<p>当該事業を遂行するにあたっては、次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い研修を実施するために、指定相談支援事業所や指定障害福祉サービス事業所からの協力を得られる組織であること。 ・研修事業を一元的かつ継続的に実施するために、専門的に従事できる職員を確保できること。 <p>(福)山梨県障害者福祉協会は、県内の3障害に掛かる障害者団体を取りまとめている唯一の団体であり、その存在が指定相談支援事業所や指定障害福祉サービス事業所、障害福祉関係者に認知されており、研修の実施に当たり協力体制を得ることができる。</p> <p>障害者の福祉等に関する専門的知識又は経験を有する職員が在籍しており、その者が専門的に従事できることから、研修事業を一元的かつ継続的に行うことができる。</p> <p>同協会が運営する山梨県障害者社会参加推進センターは、地域における自立生活と社会参加の推進を図る組織として都道府県障害者社会参加推進センター運営要綱に位置づけられており、研修事業の実施は障害者の自立生活と社会参加推進に資するものである。</p> <p>当該事業について、事業を受託できる県内唯一の団体が(福)山梨県障害者福祉協会であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により(福)山梨県障害者福祉協会と随意契約することとし、山梨県財務規則第137条第3項により見積合せを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号